

土壤汚染対策法の見直しへの対応について

令和8年3月23日

経済産業省

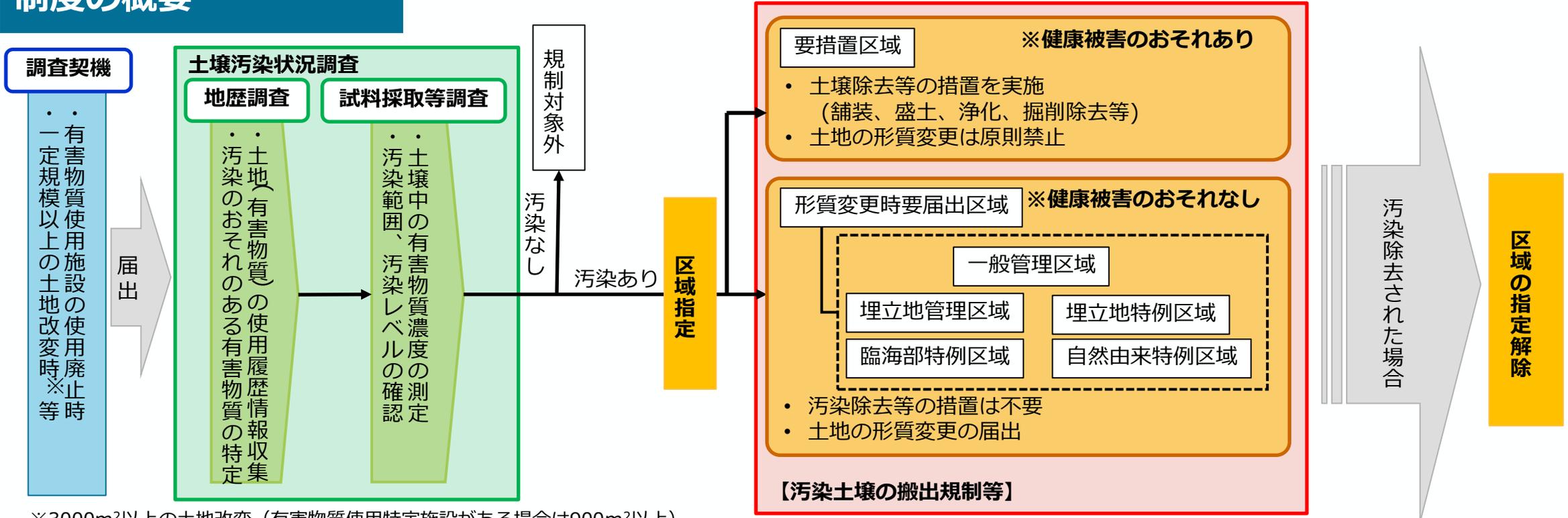
GXグループ 環境管理推進室

土壤汚染対策法の概要

目的及び課題

- 土壤汚染対策法（土対法）は、人の健康被害を防止するため、鉛やヒ素等特定有害物質を使用している施設の廃止時等に、土地の所有者等に対して、土壤汚染状況調査・管理又は除去等の措置を義務付け。電子・電機、金属、繊維、有機・無機化学、機械、製紙、石油、医療、発電所等幅広い産業に影響有り。
- 土壤汚染状況調査及び汚染除去等の措置には適用可能な技術の選択、資金繰りに苦慮する事業者も多く、土地の円滑な利用転換の阻害との指摘あり。また、土地の使用履歴調査における調査範囲の目安、資料保存の仕組み等の検討も必要。

制度の概要



※3000m²以上の土地改変（有害物質使用特定施設がある場合は900m²以上）

土対法の見直し動向及び経産省の対応

- 経済産業省は、有識者及び産業界からなる検討会を発足し、 現行の土対法における事業者負担や今後の産業構造変化に伴う土地の有効活用等の観点から、環境・経済・社会のバランスを考慮した今後の土壤汚染対策のあり方に関する論点*を整理し、令和7年2月に環境省へ提示。また、中央環境審議会土壤制度小委員会で提示の論点に対して、事前に経団連・鉄連・日化協・全中などの関係団体と連携して産業界の懸念ポイントを把握し、 環境省とも密に情報交換を実施。

※人の健康被害が想定されにくい臨海部等の工業地域等に対する制度の合理化、中小企業の負担軽減、土壤汚染対策に係る資金や人材確保等

- 令和7年2月18日に閣議決定されたGX2040ビジョンをはじめ、産業構造審議会新基軸部会第4次中間整理、新資本実行計画2025、骨太方針2025などの政府全体の政策枠組にも組み込み、土対法の制度合理化によって企業のGX取組促進や地方創生等を後押し。
- 環境省は、令和8年2月に「今後の土壤汚染対策の在り方に係る検討の中間まとめ」（以下、「中間まとめ」という。）を提示。 今後、中間まとめを踏まえつつ追加的な論点を検討し、令和8年冬頃に答申を取りまとめる予定。
- 経済産業省では、土対法見直しにかかる今後の詳細検討に向け、関係業界（計7団体）に対してアンケート・ヒアリング調査を実施。 時間的・経済的負担の軽減や土地の有効利用促進を期待する声が多い一方、地歴調査の負担、今後検討される地下水モニタリングの具体的手法の不透明さ、自然由来等土壤の汚染の対応による負担等を懸念する声もあり。また、現行のガイドラインの活用しづらさや自治体間の運用差異に対する懸念の声も多く、調査や対策に対する時間的・経済的負担感を募らせている現状あり。
- 制度運用面にかかる課題解決に向け、土対法施行後20年の経過により蓄積された経験・データを活かし、自治体や事業者が判断材料として容易に活用できるよう、 令和8年度において、自治体や事業者から土壤汚染対策に関する事例を収集し、 環境省と連携してオープンデータとして整備することを検討予定。

土壤汚染対策制度における事業者等影響調査 (令和7年度中小企業等産業公害防止対策調査事業)

調査目的

現在、環境省の土壤制度小委員会において土壤汚染対策法（以下、「土対法」という。）の点検・見直しにかかる審議が進められているため、土対法の省令やガイドライン等の見直し内容に対する実行性担保の観点からも土対法対象事業場の運用実態をより詳細に把握すべく、関係業界（計7団体）に対してアンケート、ヒアリングを実施。

調査結果概要

◇対象先：化学工業・製紙業・電気事業・鉄鋼業・自動車産業・電気電子工業・石油産業 ◇調査期間：2025年9月～2026年2月 ◇調査回答数：170件

- 工場等として使用を続ける場合に土壤汚染状況調査を行わないことができる新制度（地下水モニタリング）の導入、自然由来等基準不適合土壤の取扱い見直し、形質変更時要届出区域における施行方法の基準見直しなど、時間的・経済的負担の軽減や土地の有効利用促進を期待する声が多い。一方、地歴調査の負担、今後検討される地下水モニタリングの具体的手法の不透明さ、自然由来等土壤の汚染の対応による負担等の懸念の声もあり。このため、今後の土対法見直しにかかる詳細検討にあたっては、“制度・運用の合理化・わかりやすさの改善”とする制度見直しの基本的考え方を前提とした検討が引き続き必要。
- 現行のガイドラインが活用しづらい、自治体からの指導において人の健康被害防止という観点からみて過剰な対応とを感じる場合がある、といった事業者の声が多く、調査や対策にかかる事業者の時間的・経済的負担感を募らせている現状あり。制度運用面にかかる課題解決に向け、土対法施行後20年の経過により蓄積された経験・データを活かし、自治体や事業者が判断材料として容易に活用できるよう、早期に整備する必要あり。長期的な事業者負担軽減のためにも操業中から実施できる対策の充実・周知も必要。

土壌汚染対策制度における事例収集(案)

(令和8年度中小企業等産業公害防止対策調査事業(案))

事業目的

現在、中央環境審議会・土壌制度小委員会にて土壌汚染対策法の点検・見直しが進められているが、運用面での課題として、自治体によっては過剰に安全側に判断することが事業者の負担増に繋がっているといった**自治体による運用差について**、産業界から指摘されている。現行の規定集だけで各自治体が判断するのが困難となるケースも多々あるため、委員より**QA集等といった判断材料の充実の必要性も指摘されている**。これらの課題を踏まえて、各事業場から**土壌汚染対策に関する事例を収集して、事業者や自治体が本事例集を活用**できるようにオープンデータとして整備することで、**事業者の負担軽減や自治体の運用差解消**に寄与させる。

事業者からの声



汚染除去と建設工事を同時に行うことに対して、自治体によって判断の差異がある。



法第3条だたし書提出後に毎年地下水分析を求める自治体と、そうでない自治体がある。



環境省のQ&Aが更新・充実することで自治体の目線が合うことを期待する。事業者も自治体との協議の席で類似事例を提示しやすい。



工法の技術進歩のスピードに対し、ガイドラインの現行の更新頻度は少ない。ガイドライン以外のもので頻繁に更新して公開してほしい。

※本年度の経産省調査事業にて実施した、事業者アンケート・ヒアリング結果より抜粋

事業概要

土壌汚染対策法の見直し検討の動向も踏まえ、ヒアリング等を通じて主要産業界等から**事例収集**を行う。具体的には、**自治体が判断材料に活用するために必要不可欠な情報項目を精査**した上で、土壌汚染対策制度に関する**下記事例等について収集**する。

- ✓ ガイドラインに掲載されていないが自治体が認めた事例
- ✓ 健康被害のおそれの観点において自治体が合理的に判断した事例
- ✓ 操業中から土壌汚染対策を講じることでコスト軽減させた先行的事例

主要産業界等から収集した情報は、**カテゴリー**（試料採取等調査、地歴調査、施行方法、土壌汚染対策 等）**毎にとりまとめ、事業者や自治体が判断材料として活用できるように、環境省HPや当室HPに掲載**する。

〈事例収集イメージ〉

ヒアリング

事業者や自治体に土壌制度小委員会の議論の方向性を踏まえてヒアリング

記入様式作成

好事例・悪事例を含めて、事例のカテゴリー分けを行った上で、事業者、自治体双方が使い勝手の良い様式を作成

事例収集

主要業界団体に展開して、事例を収集、情報の精査を含めてとりまとめ

掲載

環境省と調整を行い、機微情報を整理した上でHPに掲載

土壌汚染対策における事業者等影響調査結果

- **対象先**：化学工業、製紙業、電気事業、鉄鋼業、自動車産業、電気電子工業、石油産業（計7団体）
- **調査期間**：2025年9月～2026年2月
- **調査回答数**：170件

※以下、調査実施者（株式会社環境管理センター）作成の調査結果報告書より抜粋して当省にて作成。

土壌汚染状況に関する情報の把握について

- 過去の地歴情報の承継が不十分・不確実であったことから、過去の関係者への聞き取りや予防的な試料採取等調査の実施等が必要となり、時間的・経済的な負担が大きいという意見が多く寄せられた。
- 地歴調査において不確実・不足とされた情報としては、古い時期の自社情報や自社事業場が立地する以前情報が多かった。

〈事業者の生声〉

【情報不足対応事例】

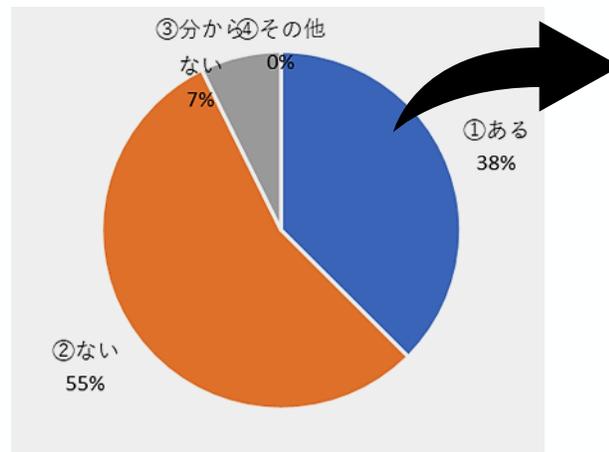
- ✓ 使用可能性が否定できない物質・エリアの土壌調査を求められた。
- ✓ 退職者・関係者へのヒアリングを実施。記憶があいまいであることや、有害物質について専門的な知識を有していないことから、有用な情報を得ることができない。伝聞の伝聞である場合もあり、それを正として良いのか判断が困難。
- ✓ 特にふっ素、ほう素等過去に有害物質の認識が薄かった物質については、ヒアリングを実施しても記憶が曖昧な傾向がある。
- ✓ 過去の敷地境界の資料がなく航空写真から推定した。
- ✓ 指定調査機関から「○自治体では疑わしい施設は試料採取調査を指導される」と言われたため、「研究所」と名前が付いた業務内容不明の建物について第一種、第二種特定有害物質の調査を実施した。

【苦慮した事例】

- ✓ 予防的に土対法で求められている以上の過剰な調査を自主的に行った。
- ✓ 不明と判断し、汚染のおそれが「少ない」区分で調査を実施していたが、近年になって汚染のおそれが「多い」と指導されることがある。
- ✓ 過去携わった職員が退職し、使用された物質やプロセスを理解してもらうための資料収集に時間と労力がかかった。

〈アンケート結果〉

Q. 特定有害物質の使用等の情報が不確実、もしくは記録がなかったものの使用可能性が否定できないため土壌調査を行ったことがありますか。



n=96

Q. 地歴調査において不確実・不足となった情報 (複数回答可)

①自社の事業場が立地する前の事業場に関する情報	19
②古い時期（当時の職員が既に退職している等の時期）の自社の情報	33
③戦前等の一般的な資料収集が難しい時期の情報（自治体等に求められた場合）	7
④距離が離れている等、調査範囲とは関係がないと考えられる範囲の情報	2
⑤その他	2

n=36

工場等として使用し続ける場合における土地の形質の変更について

- 制度見直しの方向性について、詳細内容は今後技術的な検討が行われるため未確定ではあるものの、人の健康リスク判断において、時間的・経済的負担の軽減や土地の有効利用促進の観点で期待する声が多い。
- 一方、今後検討される地下水モニタリングの具体的手法の不透明さ、形質変更中の基準超過に伴う工事中断リスク、自主的な汚染土壌管理にかかる懸念の声もあり。
- なお、観測井戸があると回答した事業場は回答者数の52%あり、主として地下水の水質監視や土対法・条例等の措置の一環として設置されている。

〈地下水モニタリングにより健康リスクを判断する新制度に対する生声〉

【期待の声】

- ✓ 試料採取調査（汚染がある場合は対策も含め）の費用・時間がかからない。
- ✓ 区域指定されないため、風評被害の懸念がなくなる。
- ✓ 土壌汚染・汚染のおそれのある土地の有効利用につながる。
- ✓ 臨海部・一般の土地にかかわらず、新制度は活用したい。

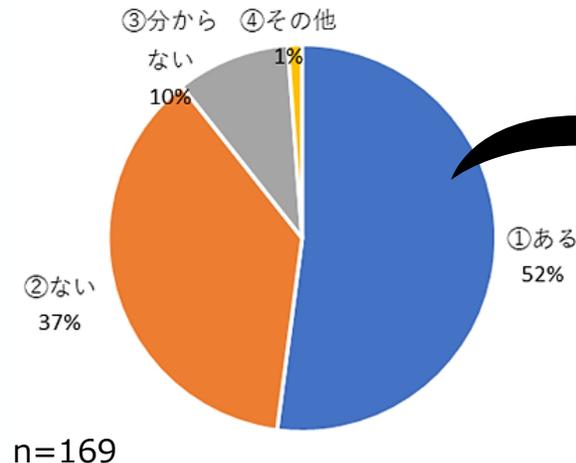
【懸念の声】

- ✓ 地下水モニタリングの具体的手法の不透明さ：
井戸の設置箇所（大規模工場の場合は形質変更場所の周縁か敷地境界かの違いは大）・本数・深さ、スクリーン位置等について早期検討を要望。
- ✓ 工事中断のリスク：
特に形質変更中に管理の基準を超過した際、地下水汚染対策により長期間の工事中断となる可能性があり、工事計画への影響大。
- ✓ 汚染（汚染のおそれ）土壌の管理：
土壌汚染（汚染のおそれ）のある土壌の場内移動は法規制上自由となるが、土地管理等の観点から自主的な汚染土壌の管理は必須。

〈アンケート結果〉

Q. 事業場に観測井戸がありますか。

（複数事業場がある場合、うち1か所でも井戸があれば「ある」と回答）



Q. 観測井戸設置理由（複数回答可）

①土対法・条例等による措置の一環	50
②ISO等に基づく定期モニタリング	12
③地下水位監視	33
④水質監視（有害物質）	64
⑤水質監視（pHなど生活環境項目）	28
⑥その他	7

n=88

自然由来等基準不適合土壌の取扱い見直し

- **「自身の事業活動に起因しない汚染で区域指定された」という事例が43件あり、想定される汚染原因は、自然由来（24件）が最も多く、次いで造成時土壌（22件）であった。現状では、自然由来と推察される汚染であっても人為等由来と区別ができずに区域指定されるケースあり。**
- **自然由来等汚染のある土地の利用にあたっては、汚染原因者でない事業者が時間・費用を負担して対応に当たっている現状あり。**

〈事業者の生声〉

【自身の事業活動に起因しないと考える主な根拠】

- ✓ 他社の公表資料も含め、付近一帯で同傾向の調査結果が見られる。
- ✓ 自主調査・残土調査等で全項目調査を実施し、使用履歴のない物質が基準不適合となる。
- ✓ 試薬等ごく少量の使用により調査項目となった重金属が敷地内で散在的に基準不適合となる。

【事業者負担にかかる意見】

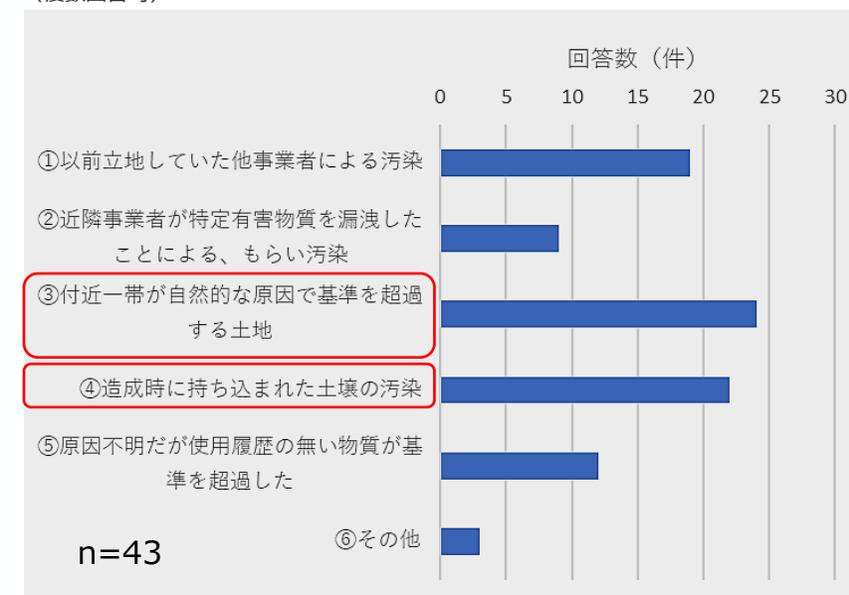
- ✓ 調査で汚染ありと判明しても、汚染原因が特定できないケースがある。自然由来と特定されたとしても、その土地の形質変更にあたっては対策が必要となり、莫大な時間と費用を事業者が負担している。
- ✓ 自然由来であると判定される基準が全国で統一されているのか。

【現在の見直しの方向性に対する意見】

- ✓ 臨海部のふっ素、ほう素については、海水中の当該物質の濃度が地下水基準を超えているため、基準の見直しを求める。
- ✓ 自然由来の物質については、対策を講じる対象から外してほしい。

〈アンケート結果〉

Q. 自身の事業活動に起因しない汚染として想定される原因
(複数回答可)



形質変更時要届出区域の施行方法の基準等見直し

- 土対法の区域指定を受けた土地がある（あった）と回答した72件のうち6件が「形質変更時に“ガイドラインに載っていない工法なので認められない”等の理由で十分な検討がされず着工不可となったことがある」と回答。
- 着工不可となった施行方法としては、杭打ち工法、砕石による被覆、仮置きが挙げられる。

〈施行方法が認められなかった事例〉

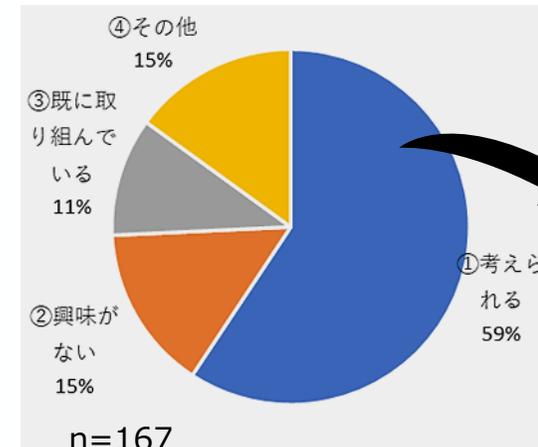
- ✓ 土木学会土壌・地下水汚染対策研究小委員会のワーキングチームで「打撃工法でも、基準不適合土壌の帯水層への流出防止という観点からすれば、プレボーリング工法や中掘り工法と同じ」という見解を得て、他自治体での施工事例について説明したが、打撃工法は認められなかった。
- ✓ 回転式の杭打ち工法を採用したい旨を自治体に相談したが、ガイドラインどおりケーシングを用いるよう指導された。
- ✓ ケーシング工法は費用が5割増しくらいになる感触。
- ✓ 直接摂取リスクの飛散防止措置として、十分な層厚の砕石であってもガイドラインに記載が無いという事で、認められなかった。
- ✓ 保全工事等に伴う形質変更時要届出区域外への一時的な土壌の「仮置き」について、ガイドラインに掲載されていないという理由のみで不可と判断する自治体がある。

操業中の対策

- アンケート回答者の約7割が、「条件によっては操業中に土壌汚染対策（除去や拡散防止等）に取り組むことが考えられる（既に取り組んでいる）」と回答。
- 操業中から実施したいと思う調査や対策方法として、簡易的なものや事業場の一時停止を行わずにできるものを望む声が多かった。

〈アンケート結果〉

Q. 例えば対策方法の選択肢が増えた場合等に、土対法の契機以外であっても操業中に土壌汚染対策（除去や拡散防止等）に取り組むことは考えられますか。



Q. 実施したいと思う操業中の土壌汚染対策（技術・制度）（複数選択可）

①簡易的な調査や対策方法	76
②事業場の一時停止等を行わずにできる調査や対策方法	74
③将来的な調査等の免除の担保	58
④その他	1

n=99

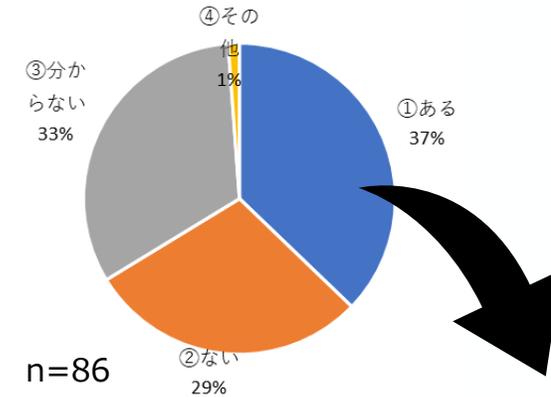
- 「複数の事業場が異なる自治体に立地する」と回答した者のうち約4割が「自治体により運用の差がある」と回答。自治体による運用差は、調査の対象範囲や具体的方法、汚染のおそれの考え方、施行方法、区域指定など、様々なプロセスでの判断で生じている。

〈自治体で判断が分かれた事例等〉

- ✓ 法第3条ただし書申請中に、本来可能であるはずの法第4条形質変更届出を受け付けない自治体があり時間がかかった。
- ✓ 法第3条ただし書提出後に毎年地下水分析を求める自治体と、そうでない自治体がある。
- ✓ 土壌ガスサンプリングで30m格子中心に障害物があっても地点移動を認めない自治体と認めてくれる自治体がある。
- ✓ 汚染除去と建設工事を同時に行うことに対して、自治体によって判断の差異がある。
- ✓ 地歴調査報告書の取り扱い、提出（審査）時期が自治体によりばらつきがある。（4条届出の際に必要なとされる場合もある。汚染の有無の判断が必要な区域の基準が異なる。等）
- ✓ 汚染のおそれの判断（同じ用途の場所に関する判断が異なる、有害物質が液体以外の様態であった場合の判断、使用履歴が不明であった場合の判断等。自治体以前に指定調査機関の判断が異なるという意見もあり）。
- ✓ 自治体ではなく担当者の差異であるが、汚染のおそれの判断に影響しない有害物質の情報を詳細まで求められたことがある。
- ✓ 汚染判明から公告までの期間にばらつきがある。
- ✓ 汚染範囲を絞り込む調査の適用可否。
- ✓ 大規模な研究棟において、通知どおり建物内の全流し台を有害物質使用特定施設とする自治体と、有害物質を使用していない部屋や有害物質を流す場所以外は対象外と認めてくれる自治体がある。
- ✓ 地下水の飲用利用を調査する範囲について、汚染区域より地下水流向下流方向ではなく全周で調査を行われる場合があった。
- ✓ 区域指定された土地について、必要最小限の立ち入りは認めてくれる自治体と、有害物質の持ち込みや作業服に付着した有害物質落下による「新たな汚染を生じさせない」という視点から厳しい指導をする自治体がある。

〈アンケート結果〉

Q. 届出において、自治体の判断や運用に差があると感じた事例はありますか。



Q. 自治体の判断や運用に差があると感じたことはどのような内容でしたか。
(複数選択可)

①試料採取等調査の対象物質の選定	10
②試料採取等調査を行う敷地面積の選定	12
③試料採取等調査のおそれの区分	13
④試料採取等調査の汚染の由来	9
⑤汚染の除去等の措置や土地の形質変更の施行方法	14
⑥区域の指定や解除の公示前の工事の着手	8
⑦その他	6

n=32

ガイドライン等の充実

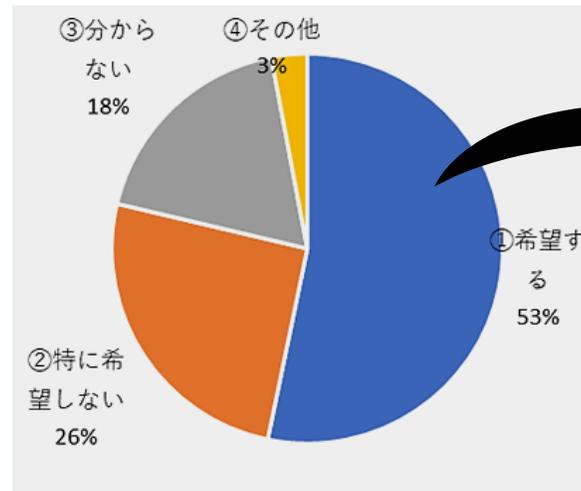
- ガイドラインの記載内容のみ認める自治体もあるため、汚染を拡散させない工法の事例等を充実させることを求める声もあった。
- 他方、ガイドラインは記載内容が多岐に渡るため、使い勝手の良いもの（手引きの作成やQ&Aの充実等）を求める声もあった。

〈ガイドラインや事例の充実を求める声〉

- ✓ ガイドラインでは詳細な例示より趣旨の強調を。工法部分で言えば「汚染を拡散させないこと」を強調し、目的に合致していれば掲載事例にこだわらない運用を促して欲しい。
- ✓ 工法の技術進歩のスピードに対し、ガイドラインの現行の更新頻度は少ない。ガイドライン以外のもので頻繁に更新して公開してほしい。
- ✓ 文字ばかりで見にくいのでイラストなどを交え、簡潔に見やすいものが良い。
- ✓ 事例ごとの対応集としての手引きがあると良い。
- ✓ 実際の事例から逆引き可能な手引きを希望。
- ✓ 初めて土壌汚染対策法に関わる人であっても理解できる内容になっているとよい。
- ✓ 環境省のQ&Aが更新・充実することで自治体の目線が合うことを期待する。事業者も自治体との協議の席で類似事例を提示しやすい。

〈アンケート結果〉

Q. ガイドラインは内容が多岐にわたっていて企業の担当者には使いにくいとの声があります。別途、企業実務者向けの手引きを希望しますか。



n=169

具体的な手引きのイメージ

【平易】

フロー図により業務の流れがわかりやすく整理されていると良い。初めて土壌汚染対策法に関わる人であっても理解できる内容になっているとよい。

【減量】

ガイドラインの元となる法をまず簡素で合理的でわかりやすいものとした後、量を1/3以下としないと、活用されないのではないか？

【抜粋】

一般的に、企業の担当者が使用する機会が少ない内容（臨海部特例区域や認定調査等）を省略したマニュアル。

【事例の充実】

ガイドラインに記載がない工法は認められない。事例のある工法等を掲載してほしい。

【デジタル活用】

チャットボットでガイドしてほしい、ONLINE検索対応希望。

土対法見直しに向けた論点

—事業者等の視点から—

本資料は、現行の土壌汚染対策法における事業者負担や今後の産業構造変化に伴う土地の有効活用等の観点から、令和6年度土壌汚染対策等検討会において、環境・経済・社会のバランスを考慮した今後の土壌汚染対策のあり方に関する論点を取りまとめたものである。

目次

1. 土壌汚染状況調査の対象範囲の明確化・合理化
2. 事業者負担等への考慮
3. 地歴情報の承継
4. 臨海部等工業専用地域の取扱い
5. 自然由来による基準不適合土壌の取扱い
6. 事故発生時の土壌汚染調査
7. 制度運用面の合理化
8. リスク評価に基づいた土壌汚染対策
9. 新たな社会的課題への対応

1. 土壤汚染状況調査の対象範囲の明確化・合理化

- ① 試料採取等調査に関する自治体間の判断や運用の統一を確保するため、制度が複雑化しないよう留意しつつ合理的な制度設計とするとともに、**調査対象範囲の判断基準を透明化・明確化するべき。**

(例)

- 特定有害物質の使用実態や物質特性を踏まえ、試料採取等調査の対象とする取扱い（毒性重み付け、拡散リスクの考慮、等）の裾切値を設定する。（取扱い不明時の対処方法の検討含む。）
- フロン、ふっ素樹脂、アセトニトリル等のように、ふっ素元素、シアノ基等を含むが、公定法で分析した場合にふっ素及びその化合物、シアン化合物として検出しない物質については、ふっ素及びその化合物、シアン化合物等の特定有害物質ではないことを明示し、そうした物質を判断するために必要な情報（溶出しない物質の情報提供、溶解性などの物性項目及びその目安の明示等）を事業者・自治体に周知する。
- 自然由来か人為由来かの判別がつかない土壤の取扱い、等

- ② 環境省の検討会報告書では、人の健康被害のおそれがない場合には試料採取等調査を求めない方向性が示されているが、**「健康被害のおそれ」の定義及びその判断主体を明確にする必要がある。**

特に、飲用井戸の有無を健康被害のおそれの判断指標とする場合、**飲用井戸の位置把握・整理が必要。**自治体が飲用井戸を把握する場合、対象地域への個別訪問等により都度飲用井戸の存在確認をする必要があり、個人井戸を含む全ての井戸を把握することは非常に困難。上水整備済み地域では、水道法等の法令※¹や条例に基づく届出義務のない井戸は対象外にするなど、健康リスク※²に基づき土対法運用上の飲用井戸の定義※³を明確にするべき。

※¹ 水道法、ビル管理法、厚生労働省局長通知（平成 26 年 3 月 31 日健発 0331 第 30 号）「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」

※² 地下水基準値は体重50kg・毎日2Lの飲用を前提に設定されている(国立環境研究所「環境基準等の設定に関する資料集」<https://www.nies.go.jp/eqsbasis/water.html>)。

※³ 施行通知において飲用井戸は「浄水処理の有無や飲用頻度によらず、当該地下水が人の飲用利用に供されている場合」とされている（環境省施行通知（平成31年3月1日環水大土発第1903015号）「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」）。

1. 土壌汚染状況調査の対象範囲の明確化・合理化（続き）

- ③ 地歴調査に関しては、現行の「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」において、1945年頃より前についても工場又は事業場が開設された時期まで可能な限り遡って情報を入手・把握することが望ましいとされているが、特定有害物質の使用等に関する情報が不確実または情報不足等で遡及が困難な場合は、事業者や土地所有者が一定の精度を担保した地歴情報を容易に収集できる範囲※にとどめるべき。

※事業操業時以降、水濁法施行時期（昭和46年）以降、土対法施行時期（平成15年）以降等

- ④ 事業場敷地内の一部の有害物質使用特定施設廃止時に土壌汚染状況調査（地歴調査及び試料採取等調査）を行う場合は、廃止する施設に関連する範囲に限定するなど合理的な調査範囲を定めることが望ましい。ただし、情報承継を目的とした地歴情報としても利用するのであれば、限定的な範囲で行った地歴調査を補完する主体やタイミングについて別途議論が必要。

【現行制度の課題等】

- ✓ 有害物質使用特定事業場の敷地の土地では、健康被害のおそれがない状況でも試料採取等調査が義務付けられている。
- ✓ 特定有害物質使用量が少量の場合や、記録上使用していないという証明ができない場合にも試料採取等調査を求められる。
- ✓ 通常溶出しないフッ素化合物やシアン化合物に対して試料採取等調査を求められるなど、個別の化合物特性が考慮されない。
- ✓ 自治体によって土対法の調査対象施設か否かの判断や指導内容が異なり、対応事例の少ない自治体へ届出をすると話がなかなか進まず、事業者が対応に苦慮。
- ✓ 地歴調査に関しては、正確性の低い情報に基づいて有害物質の使用履歴に関わらず試料採取等調査を求められるケースもあり、土地所有者や事業者等に負担がかかっている。

【環境省における検討の方向性】※（P25）

※土壌汚染対策法の見直しに向けた検討の方向性（概要）（令和6年6月 環境省 土壌汚染対策法の施行状況等に関する検討会）（以下、同じ）

- ✓ 土壌汚染状況調査を法律上、「地歴調査」と「試料採取等調査」の2段階から構成されることを明確化することで、事例毎に管理すべき健康リスクの具体的な内容、程度等に応じ地歴調査のみを行うような柔軟な対応を可能にしていくことを検討すべき。

2. 事業者負担等への考慮

- ① 有害物質使用特定施設の廃止（法第3条第1項）契機のうち、**中小企業の事業廃止時には多くが財政的な理由により調査の一時免除を選択**。地歴調査の契機拡大にあたってはコスト増が不可避となることから、特に、**経営基盤が脆弱な中小企業に対して特段の配慮がなされるべき**であり、国や自治体による様々な事業者支援制度とセットで検討するべき。
- ② 工場として土地の利用を継続する場合等は、試料採取等調査の実施は困難であることから、**事業活動への支障に配慮（操業停止・休止を伴うような調査の回避）し、試料採取等調査の一時免除の申請を可能とすべき**。他方、将来の対策費用の増大や浄化期間の長期化等を回避するためには汚染の早期把握・汚染拡散防止が重要であり、**操業中に事業者が取り組める有効かつ実用的な対策が選択肢として提示**されることが必要（簡易測定法の導入、安価な対策技術の開発等）。
- ③ 現行の「**土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン**」は内容が膨大で現場担当者には扱いにくい。土対法の実務を行う上で理解しやすい**現場の実務者向け手引き**があると望ましい。
- ④ 土壌汚染対策基金の支援実績は過去2件のみ。一方、高額な費用がネックとなり調査・対策が未実施のケースが発生しており、助成要件も含め、**人の健康被害防止及び土壌汚染拡散防止の推進に向けたより実効性のある基金運用のあり方**の検討が望まれる。また、特定有害物質の使用状況が不明な土地で土壌汚染が判明した場合（**原因不明の汚染、もらい汚染等**）の**措置費用負担等**についても議論が必要。

（支援の追加対象の例）

土壌汚染状況調査費用への適用、自然由来等不適合土壌又は規制前に発生した土壌汚染対策への助成、資金面で対応困難な中小企業への助成、公共の用に供する土地の汚染対策への助成

【土壌汚染対策基金の交付条件】

- 要措置区域に指定された、又は指定される予定の土地（対象は土壌汚染対策費用であり、調査費用は対象外）。
- 汚染原因者が不明、（倒産などにより）不存在である。
- 費用負担能力が低いこと。

2. 事業者負担等への考慮（続き）

【現行制度の課題等】

- ✓ 土地所有者が調査費用を負担できないと調査自体が行われない。調査費用が土地の価格を上回る場合があり、身動きが取れない事業者も存在。また、調査により汚染が判明しても対策費用を負担できず放置されることがある。
- ✓ 高齢化や後継者不足による廃業が増加する中、**中小零細企業にとって土壤汚染対策費用の確保は困難**。
- ✓ 土壤汚染対策基金は、**調査費用や汚染原因者は助成の対象外**であり、特に中小零細企業の廃業時に対策が進まない。
- ✓ 狭隘な土地での試料採取等調査の実施は困難。**操業中に適用可能な汚染除去技術がない**。
- ✓ **区域指定による資産価値の低下、風評被害等のリスク**への懸念。
- ✓ 汚染原因者でないにもかかわらず、現在の土地所有者や使用者が高額な土壤汚染対策費用や調査費用を負担しなければならない現状がある。

【環境省における検討の方向性】（P17、40）

- ✓ 地歴調査の契機、その際の手続等に関しては、過去に調査が行われていない土地に対しては幅広くかつ合理的に適用されるようにしていくことが期待されるが、民間の公正な土地取引、関係者における円滑な調査の実施等に支障を来さないよう、法が関与すべき範囲を十分に精査することが必要である。また、土地の所有者等の負担が過大なものとなることのないよう、十分な配慮が必要である。
- ✓ 現在制度では調査の一時猶予が適用されている中小事業者等に地歴調査の実施を求めていく場合には、必要な負担低減措置等の方策についても併せて検討していくことが必要である。
- ✓ 土壤汚染状況調査における汚染原因者負担を強化し、土地の所有者等が汚染原因者に対して要措置区域に指定された場合における法に基づく調査の実施費用の求償を可能とすることを検討していくのであれば、負担能力が低い土地の所有者等が行う一定の調査（例えば、他者が発生させた事故等により所有等する土地が特定有害物質に汚染されたことが明らかな場合であって、当該他者が倒産等により不存在等となり、かつ土地の所有者等が法に基づく調査の履行が必要となった場合）に係る費用については、基金の助成対象に加えることを検討することが考えられる。

3. 地歴情報の承継

- ① 地歴情報の承継を義務化する場合、その目的と用途を踏まえ保管と承継が求められる情報の範囲・内容及びその調査方法については、必要な限度で過重な負担とならないよう考慮する必要がある。
- ② 地歴情報は公共に資するものであるため、当該情報の保管は、事業者義務とするのではなく、国のデータベース等（例えば、区域情報や水濁法の特定施設情報のデジタル化、GISによる一元化等）により行い、自治体、土地所有者、届出者等が必要に応じて利用できる仕組み作りの検討を進めることが望ましい。なお、情報開示にあたっては、事業承継や土地取引等の阻害要因にならないよう配慮が必要。

【現行制度の課題等】

- ✓ 法第3条第1項のただし書の土地の調査が実施されないまま土地取引されるケースがある。
- ✓ 各種規制前に発生した土壤汚染も多く、有害物質の使用情報等の散逸が進み地歴調査が年々困難になっている。
- ✓ 土地所有者等が情報公開制度を活用して過去の調査情報を請求するなど自治体の事務負担が増加している。
- ✓ 地歴情報の公開は、風評被害のリスク、資産価値への影響で懸念あり。

【環境省における検討の方向性】（P16,18,34）

- ✓ 土壤汚染のおそれの早期把握等を図る観点から、地歴調査の契機については拡充等を図るべき。
- ✓ 土地の所有者等の変更時に、調査結果の承継を強化する措置（当事者間の承継を義務化）を検討。
- ✓ 現行の台帳に記載されている情報の有効な利活用等を図る観点から、環境省において、関係省庁や関係者と調整、協議等を行いつつ、これらの情報をGISデータとして活用する際の技術的・社会的な課題等について整理を進めていくことが望ましい。

4. 臨海部等工業専用地域の取扱い

臨海部等工業専用地域は、部外者の立ち入りや飲用井戸がない場合、人健康被害のおそれはないと判断され、敷地外への土壌搬出を管理すれば拡散リスクもない。しかしながら、こうした条件を満たした地域であっても**形質変更時に法目的（人の健康被害防止）にそぐわない対策・対応が現場で求められ**、その結果、必要以上の土壌汚染対策コストや、それに伴う**土地の有効活用（循環利用）の障壁の一因**となっている場合がある。人の健康被害のおそれのない地域※を国や自治体が明確化し、人の健康保護という**土対法の目的に即した汚染管理・対策**を求めるべき。

※例）臨海部等の工業専用地域、地域未来投資促進法に基づく重点促進区域のうち、産業集積地で周辺に人が居住しない土地など、健康被害のおそれがないことが確認された地域等

【現行制度の課題等】

- ✓ 地下水等の摂取が想定されない臨海部の工業専用地域について、臨海部特例区域、埋立地管理区域等の特例区域が整備されているが、舗装張替えと側溝を掘るだけで届出・調査が必要になったり、深い深度の工事では要措置区域と同じ施工方法（オールケーシングの杭打ち）を求められるなど、**健康リスクに対して各種規制・手続きの負担が過大**。対策費用と期間が事業計画上の足かせとなり、土地の買い手も付かず遊休地化。その結果、固定資産税のみ支払い続けている、という場合がある。
- ✓ 産業の構造変化に伴い工場等が縮小・撤退するエリアが発生、スポット的な産業跡地が今後益々増加することが予想される。限られた国土の有効活用に向けた土地利用の円滑化、国内投資の迅速な呼び込み等の観点からも、インフラ整備済みの産業跡地の活用にかかる重要性が高まっている。跡地活用促進の観点から、人の健康リスクが少ないことが確認された土地であって、自治体が地域を指定して産業を集積させようとしている地域等（例：地域未来投資促進法に基づく重点促進区域など）については、人健康リスク防止を考慮した上で、円滑な土地の有効活用を阻害しない制度の合理化が望まれている。
- ✓ 臨海部の埋立地の浚渫土は、土対法の基準値より緩い「水底土砂に係る判定基準」※に基づいているため、生産活動による特定有害物質の使用等がなくても基準不適合となるにもかかわらず、土壌汚染の発覚に伴って現土地所有者が土対法に基づく調査・対策に高額な費用を負担しなければならない。

※海洋汚染防止及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第6号）

【環境省における検討の方向性】（P32）

- ✓ 臨海部特例区域の要件に該当する土地については、自然由来等土壌の取扱い等に関する見直しの方向性に基づき検討することで、合理化等を図ることを検討すべき。

5. 自然由来による基準不適合土壌の取扱い

- ① 事業者が意図せず汚染を拡散することがないように、適切な土壌移動管理に合わせて、**バックグラウンド濃度等のマップ化（分布範囲、濃度、土質、地質など）を合わせて検討すべき**。ただし、マップ公開にあたっては、自然由来の物質や健康リスクに関する適切な情報発信・普及啓発など、風評被害への配慮や対策が必要。
- ② 自然由来等不適合土壌を土壌搬出時の調査によって管理する場合には、その分布、濃度を踏まえた上で、適切な調査頻度となるよう検討することが望ましい。

【現行制度の課題等】

- ✓ 自然由来等基準不適合土壌（自然由来と水面埋立て土砂由来による基準不適合土壌）は、原位置にある状態では公害発生原因となる可能性は低いと見られるため各種特例措置が設けられたが、法制度全体の運用が複雑化し十分活用されていない。また、特例措置を利用しても、土地所有者等関係者の事務負担、工期への影響等がなおも過大。
- ✓ 広範囲にわたって同様の地質が存在していることなどから、**自然由来等特例区域に指定された場合、指定解除が困難**。
- ✓ 自然由来等基準不適合土壌であってもすぐに舗装やビニール等による被覆を指導する自治体もある。

【環境省における検討の方向性】（P31）

- ✓ 土壌溶出量基準に不適合となる自然由来等土壌については、形質変更に伴い土壌の搬出が行われる場合には現行制度と同等の施行計画の確認、搬出後の汚染土壌処理施設における処理といった管理を施行者等に義務づける枠組みは維持しつつ、**従来の区域指定（形質変更時要届出区域への指定）を行う制度の対象からは除外**することを検討すべき。

6. 事故発生時の土壌調査

- ① 事故発生時においては、**水濁法や消防法等に基づいた措置及び届出がすでに義務づけられており、土壌汚染状況については行政内での適切な情報共有により把握できるのではないか。土対法において事故発生時の土壌調査を追加検討する場合は、「人の健康被害の防止」という土対法目的を踏まえた上で、他法令との線引きを明確にしつつ、その必要性も含めて慎重な議論が必要。**

【現行制度の課題等】

- ✓ 施設設置者と土地所有者が異なる場合、事故による土壌汚染であっても土地所有者に調査義務が発生し、公平性を欠く。
- ✓ 法第5条の調査命令は、地下水等の摂取により健康被害が生ずるおそれがあること、土壌汚染の蓋然性が高いことなど発出条件が厳しく、柔軟に運用することが困難。

【環境省における検討の方向性】（P28）

- ✓ 有害物質使用特定事業場の設置者から、地下水にかかる水濁法上の事故の届出が都道府県知事に行われたときで、事故により生じた土壌汚染の状況の把握が必要と考えられる場合に対しては、土対法第7条第1項ただし書の規定を参考に、設置者を実施主体として汚染状況の調査を求められるようにすることを検討することが考えられる。

【参考】水質汚濁防止法（抜粋要約）

■ 第14条の2（事故時の措置）

1. 特定事業場の設置者は、排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに汚染水の排出・浸透防止のための**応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。**
2. 指定事業場（有害物質を製造・貯蔵・使用・処理する指定施設を有する事業場）において1. と同内容の規定
3. 貯油事業場等（油を貯蔵、処理する施設を有する事業場）において1. と同内容の規定
4. 都道府県知事は、特定事業場の設置者等が応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し**応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。**

■ 第14条の3（地下水の水質の浄化に係る措置命令等）

都道府県知事は、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があつたことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場等の設置者に対し、相当の期限を定めて、**地下水の水質の浄化のための措置をとることを命ずることができる。**

7. 制度運用面の合理化

- ① **土壌汚染対策や調査には高度かつ専門的な知見や技術が必要**であるが、事業者や自治体には必ずしも法律や土木分野の専門家がいるわけではなく、届出手続き等事務処理等の長期化や自治体間での運用差異の要因にもなっている。こうした課題を解決するべく、**行政・事業者双方の負担軽減や事務処理期間の短縮にかかる取組みを行うべき。**

(例)

- 施工方法を含む各種運用事例を自治体間で共有できる仕組みづくり（HP掲載等）
- 円滑な法運用に向けた自治体・事業者への技術的サポート（調査・対策に関する相談窓口、専門家派遣等）
- 対面で実施している自治体と事業者間のやり取り等のオンライン対応の推奨

- ② **「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に掲載されていない工法や最新技術などを迅速に現場で利用できるようにすべき。**そのため、性能基準をベースとした技術認定を行う第三者専門機関の設置や、そうした専門機関と自治体とが連携できる仕組み作りへの支援等が望まれる。

【現行制度の課題等】

- ✓ 自然由来汚染か、人為由来汚染かの判断や、用いる工法などに関する自治体とのやり取りに2年ほど要することもある。
- ✓ 自然由来等基準不適合土壌があった時すぐに舗装やビニール等による被覆を指導されるケースもあるなど、**自治体によって指導や判断に差異があり、事業者が対応に苦慮。**
- ✓ 施行方法の例示の充実や運用上のルールを定めた**「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」の見直し**が望まれている。また、土木の専門家がいる自治体は少なく、ガイドラインに記載されていない新しい工法や考え方が認められないため、ガイドラインの見直しを待たずとも同等以上の性能を有する技術であれば、適用が認められるような環境を整えて欲しい。

【環境省における検討の方向性】（P23）

- ✓ 法第4条第3項の調査命令を発出する場合における同条第1項の届出の受理から命令発出までの期間については、形質変更を急ぐ事業者に対しては同条第2項の活用が現在も可能であること、上記の届出対象の合理化を行うことで届出件数に占める調査命令の発出割合が高まることが想定されることを考慮し、現行の30日からより長い期間（例：45日）に見直すことも検討すべきである。ただし、当該見直しは事業者の工期等への影響も一定程度生じるところ、その是非については、今後、形質変更等の施行に関わる機会が多い関係者の意見等も聴取した上で、慎重に検討していくべき。

8. リスク評価に基づいた土壌汚染対策

- ① 諸外国では、土地の用途に応じた浄化基準を設定したり、自然由来等基準不適合土壌を一定の条件でバックグラウンドとして許容するなど、リスクに応じた対策が取られている。

一方、日本の土対法においては、健康被害のおそれがない場合でも工法の規制や各種届出義務が課されるなどの事業者負担が大きい。**リスク評価に基づいた合理的な管理・対策手法の導入、推進**に向け、**土地利用別の管理のあり方の可能性についても検討**してはどうか。

(例)

- ・ 届出手続きの合理化、一部届出免除
 - ・ 施工方法毎の汚染拡散リスクを評価できるツールの開発
 - ・ 汚染拡散の評価において、有機溶剤と重金属類、有機溶剤において比重の重い物質（トリクロロエチレンなど）と比重の軽い物質（ベンゼンなど）との区別をする、等
- ② 日本では、社会が環境リスクに対してゼロリスクを求める風潮があり、土対法で求める以上の対策を選択せざるを得ないケースもあることから、リスクの見える化（身の回りに存在する化学物質の例示、リスクコミュニケーション用の簡易的暴露リスク評価ツールの開発）や基準値の考え方を周知するなど、**リスクリテラシーに対する国民の理解醸成に向けた取組**が必要。

【現行制度の課題等】

- ✓ 形質変更時要届出区域は、汚染拡大リスクが重視された厳しい管理方法であり、健康リスクに対して事業者の負担大。
- ✓ 工業地域と住居地域では健康影響は異なるのではないか。

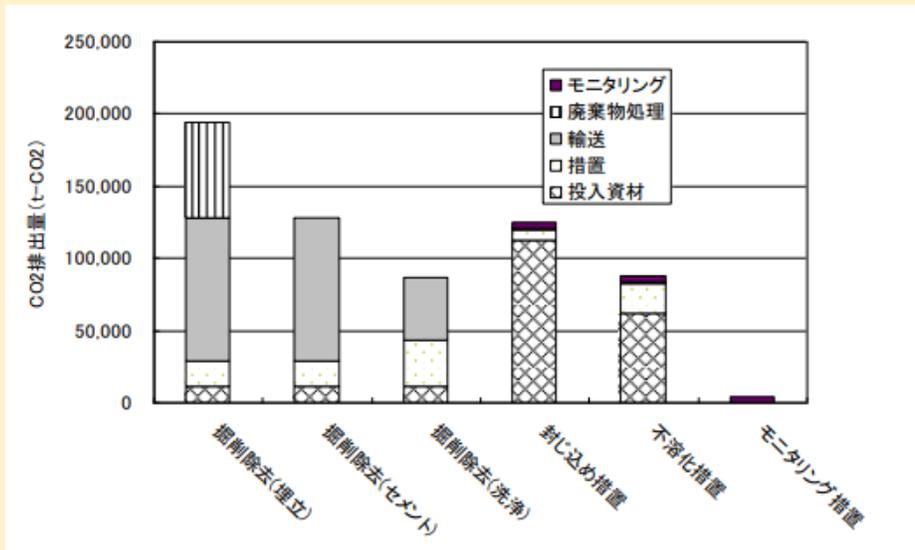
【環境省における検討の方向性】（P16、39）

- ✓ 健康リスクに応じた調査の実施の確保と制度に基づく各種手続等の運用のしやすさ・分かりやすさの両立を図るべき。
- ✓ 土壌環境基準を含めた土壌汚染に係る基準と健康リスクの関係性等に関する国民の認識等を把握し、基準値等の具体的な意味等についての理解促進を図るリスクコミュニケーションに資する方策を検討すべき。

9. 新たな社会的課題への対応

- 気候変動問題への対応として世界的にグリーントランスフォーメーション（GX）への取組が進んでいる。国内においても2023年5月にGX推進法が成立し、脱炭素成長型経済への移行に向け、脱炭素型製造プロセスへの転換等、官民連携による取組みが加速。一方で、労働人口減少に伴い、煩雑な土壌汚染対策に係る関係者の負荷増も懸念。
- こうした新たな社会的課題にも対応するべく、GXに係る設備投資等の円滑化、健康リスクが低い汚染土壌の搬出低減に伴う温室効果ガスの排出抑制、より一層のデジタル化、環境デューデリジェンスへの活用など、環境・経済・社会のバランスが取れた持続可能な土壌汚染対策を推進する制度が望まれる。

(参考：関東地方にある汚染サイトから 1000m³の汚染土壌を掘削除去後、九州の管理型処分場に埋立を行う条件で二酸化炭素排出量を計算、他の措置と比較評価した例)



図出典：東京都環境局（平成27年3月）「土壌汚染対策における環境負荷評価手法ガイドライン」
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/information-grsr-files-guidline2015-03-14>